



- エリザベス女王とその父ジョージ 6 世に学ぶ
- 事業承継の最近の傾向
- 相続土地国庫帰属制度が創設されました
- NISA の拡充について

エリザベス女王とその父ジョージ 6 世に学ぶ



エリザベス女王の崩御についてニューヨーク・タイムズ紙は「ほとんどの英国人が唯一知っている尊敬すべき君主の崩御であり、英国の第二次世界大戦の栄光を伝える役割を果たし、ポスト植民地やポスト帝国時代への適応を適切に仕切り、EUからの苦い離脱を経験した人物の逝去である」と解説しました。弱冠 25 歳にして英国の女王に即位。父であるジョージ 6 世は、吃音に悩まされ、その様子は 2010 年公開の映画『英国王のスピーチ』でも紹介されました。第 83 回アカデミー賞を受賞。興行収入は、全世界で約 588 億円強。日本のダントツヒット映画「鬼滅の刃」を凌いでいます。キャッチコピー「英国史上、もともと内気な王」と揶揄されたジョージ 6 世ですが、そんな内気な王が授けた帝王学により、娘であるエリザベス女王は英連邦王国※の象徴となり、リーダーシップを発揮して来ました。

※世界には、英国の国王を君主とする英連邦王国が 16 カ国あり、エリザベス女王の代理としてカナダ、オーストラリアに総督が任命されています。

帝王学とは、特別な立場にある人が、その立場にふさわしい能力を養うために学ぶ全人格的な教育です。リーダーシップ論とも似ていますが、その内容は、限定的なものではなく、さまざまな領域における知識や経験、振る舞い方など、幅広いものとなっています。エリザベス女王は、学校には通わず宮廷家庭教師が、王になるための専門知識に加えて、同じ年齢の少女と共に過ごす時間を水泳教室やガールスカウトなどから取り入れ、**体験から学ぶ事**を中心に据えました。第 2 次世界大戦中は、16 歳のエリザベス女王自身が下士官となり、軍用トラックを整備、運転しました。人々の気持ちを知り、軍務に携わることで戦況を知り、**兵士の置かれた現実を感じた**のでした。

こうした帝王学が結実し、ウィストン・チャーチルに始まり最後は英国史上 3 人目の女性首相リズ・トラスまで、15 人の首相任命を行いました。女王は直接的には政治を司る立場ではありませんが、首相たちは毎週、女王に謁見するためバッキンガム宮殿に出向き、重要な政治的案件について報告しました。初の女性首相であるサッチャーは、経済改革を次々と断行したので、争いを避けることを第一とする女王の不仲が取りざたされませんが、求心力を失って苦境に立つサッチャーに親身に助言して支えています。

歴史的に見ても、スエズ危機をはじめ EU の加盟、フォークランド紛争、ポンド危機、中華人民共和国への香港返還、ダイアナ元王太子妃の薨去(こうきょ)、EU 離脱、コロナ禍と政治、経済、戦争、外交など、さまざまな問題に英国領君主として対峙し、任務を全うしてきました。18 歳で即位し、「太陽の沈まぬ国」と讃えられる大英帝国の黄金期を築いたヴィクトリア女王とは、対照的な時代背景です。EU 離脱対応では、女王や子ども孫、曾孫たちが総動員で EU 加盟国を軒並み訪問しています。当然ながら各地で歓待を受け、ご用繁多のメルケル独首相まで出迎えに現れました。英国の「王室外交」が、幼い年齢から王族たちの身に染みこんでいるのでしょう。

政府や外交官による交渉は「ハードの政治外交」であり、王室が担うのは「ソフトの政治外交」です。実際に国家間で条約や協定などを結ぶのはハードの仕事ですが、ハードとハードは利害が衝突し対立しやすい。そこで役立つのがソフトの存在です。現実の政治外交には直接的な「権力(パワー)」を及ぼすことはできないかもしれませんが、両国間の話し合いの場を設ける際に「影響力(インフルエンス)」を与える**ソフトの存在**が介するだけで、交渉の雰囲気は大きく変わります。

こうした、巧みな外交手腕を国として保有している大英帝国は、経済力が衰退しても、政治力は衰えませんでした。日本がロシアに日露戦争で勝ったのも、英国の情報網とロシアの艦隊への補給を英国が絶ったのが大きな勝因の一つでした。今も英国は、米国と共にウクライナの支援をしていますから心強い限りです。

沈む太陽と揶揄された英国を、その強力なブランド力と情報力の行使によって再び偉大な国家へと導いた君主エリザベス女王自身が偉大である事は当然ですが、エリザベス女王に帝王学を授け女王に相応しい人格形成を施した父ジョージ 6 世こそ我々リーダーが模範とすべきだと感じました。**組織リーダーの成果は、現在の組織の繁栄を創出すると共に次のリーダーを育成する事にあります。**

成迫 升敏

事業承継の最近の傾向

最近、事業承継がうまく進まない法人が多いと言われています。長野県の後継者不在率は59.4%（帝国データバンクより）で前年よりも2.4%減少して改善はされていますが、全国で見ると高い方から20番目に位置しており、決して事業承継が進んでいるとは言えない状況です。

弊社は顧問先を中心に事業承継を積極的にサポートしています。弊社が関わっている事業承継の傾向や事業承継の現場で感じることを、今回はお伝えさせていただきます。

① 事業を廃業するケース

後継者が見つからないため現経営者（親）の代で会社を清算して、法人の資産（不動産や保険など）を個人へ移転した上で、相続対策や遺産分割対策を行うことが多くなっています。事業を継がない子供に迷惑を掛けないように、事業の廃業を決断する現経営者（親）が増えてきたと感じます。

一方で後継者を見つけられないまま相続が発生するケースも増えています。この場合は相続の場面で様々な問題が生じています。例えば、相続人間で会社の株式の引き取り手が見つからず、遺産分割がまとまらなくなったケースや、相続後に会社を清算する費用や法人の建物を取壊す費用が発生して、相続人（子）が納税に苦労したケースがあります。生前に会社を清算することは相続税の適正化（減額）に繋がることが多いため、事業承継は期限を決めて、後継者が見つけれなければ「事業を廃業する」決断を速やかに行うことが重要だと感じます。

② 代表は交代しても株式は承継せず

代表取締役は後継者（子）に譲ったが、前経営者（親）が自社株式を所有したまま放置して、そのまま前経営者（親）がご病気になるケースです。ご病気になった後では事業承継対策や相続対策でできることはかなり限定的になり、何も対策ができないまま相続になってしまう場面が多くあります。

では、「なぜ株式の承継が進まないのか？」ですが、後継者（子）から見ると株式は親の財産であり、親の財産に関心はある（早く株式を移転して欲しい）けれども、子供の方から親の財産に口を出すことは憚られるという感覚です。

お話しが進めなきゃなんだけどね…



逆に、親からすると、何歳になっても子供を経営者として物足りなく感じており、会社の全権（株式）を渡すにはまだ早いと感じている点です。親族内承継は、親子であるが故に、すれ違いやお互い踏み込めないまま時間だけが過ぎていくことが多く、できれば第三者をいれて話し合いをし、事業承継に対するお互いの気持ちを整理することが重要だと感じます。これができれば、事業承継の多くはスムーズに進むと感じています。

うむ…まだ早い！



お会いする経営者の方は勉強会などを通して沢山の情報と接しており、事業承継について大変詳しくなっていると感じる一方で、自分の会社にはどの方法が一番良いのかわからないと仰る方も多くいらっしゃいます。事業承継や相続でお悩みの方は、弊社担当者までお声掛けください。

相続土地国庫帰属制度が創設されました

所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しとして、令和3年4月に次の3つの制度が成立しました。

- 相続登記の申請義務化(令和6年4月1日施行)(令和4年9月号の事務所通信でご紹介しました。)
- 土地・建物等の利用(財産管理制度・共有制度等)に関する民法の見直し(令和5年4月1日施行)
- 相続土地国庫帰属制度の創設(令和5年4月27日施行)**

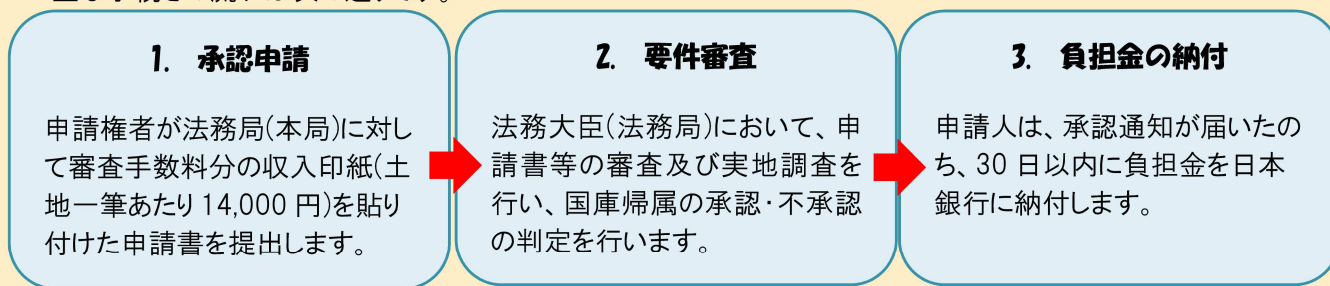
今回は、このうち、令和5年4月27日施行の「相続土地国庫帰属制度」についてご紹介いたします。

○相続土地国庫帰属制度の概要

相続した土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」といった理由により、土地を手放したいと考える者が増加しています。このような土地が管理できないまま放置されることで、将来、「所有者不明土地」が発生することを予防するため、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、**一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」**が創設されました。

1 手続の流れ

主な手続の流れは次の通りです。



2 申請権者(申請のできる人)

| | |
|-------|---|
| 単有の土地 | 国庫帰属を希望する土地の所有権又は持分権を相続等により取得した相続人 |
| 共有の土地 | 土地が共有の場合は、土地共有者全員で申請する必要がある、この場合は、共有者のうちの一人が上記の単有の土地の要件を満たしていれば良いことになっています。 |

3 申請・帰属の承認ができない土地

通常の管理又は処分をするにあたり過分の(不相応な)費用又は労力を要する土地については除外されています。除外される土地の例としては、建物が存する土地、担保権が設定されている土地、境界が明らかでない土地、放置車両のある土地、土砂の崩壊等その土地の状況に起因する災害が発生する恐れがある土地などです。

4 負担金

負担金は、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した、10年分の土地管理費用相当額となっています。負担金は地目ごとに以下の通りとなっています。

| 地目 | 金額 |
|--------|--|
| 宅地・田・畑 | 原則 1筆当たり20万円 |
| | 例外 算式により面積に応じて計算した金額 ※市街化区域内の土地等 例 宅地200㎡=約80万円 田・畑:500㎡=約72万円) |
| 山林 | 算式により面積に応じて計算した金額 例 3,000㎡=約30万円 |
| その他 | 1筆当たり20万円 |

市街地にある宅地などは、需要があるため不要であれば売却すればよいですが、探しても買い手がみつからない土地については、所有しているだけで、固定資産税・管理費用などの維持費が発生し続けることを考えると、この制度の利用を検討する価値はあると思います。法務局(本局)において、相談窓口を設けていますので、このような場合は、ご確認をいただければと思います。

櫻場 徹

NISA の拡充について

令和 5 年度税制改正では、様々な改正が盛り込まれていますが、その中で NISA の大幅な改正がありました。そこで、今回は、NISA の改正内容についてお話させていただきます。

1. NISA とは

通常、株式や投資信託などの金融商品に投資した場合、これらの売却による利益や受け取った配当に対して約 20% の税金がかかりますが、NISA(非課税口座)を利用した場合、これらの売却による利益や受け取った配当に対して、税金がかからない制度です。

2. NISA の改正内容

| 現行制度と 新制度の比較 | 現行制度(令和5年まで) | | 新制度(令和6年から) | |
|-----------------|-----------------------|------------|------------------------------------|------------|
| | つみたてNISA | 一般NISA | つみたて投資枠 | 成長投資枠 |
| 併用の有無 | 併用不可(どちらか一つ) | | 併用可能 | |
| 年間投資上限 | 40万円 | 120万円 | 120万円 | 240万円 |
| 非課税保有期間 | 20年間 | 5年間 | 無期限化 | 無期限化 |
| 非課税保有限度額 | 800万円 | 600万円 | 1,800万円(内成長投資枠1,200万円) | |
| 投資対象商品 | 長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 | 上場株式・投資信託等 | 長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託(つみたてNISAと同じ) | 上場株式・投資信託等 |
| 対象年齢 | 18歳以上 | | 18歳以上 | |

今回の改正内容は、大きく4つあります。

- ① 現行制度でNISAを利用する場合、つみたてNISAか一般NISAのどちらか一つを選択し、利用する必要がありましたが、今回の改正によりつみたて投資枠と成長投資枠を併用して利用できるようになりました。
- ② 年間投資上限額については、現行制度の一般NISAを選択した場合でも120万円でしたが、今回の改正により年間投資上限額が360万円(つみたて投資枠120万円+成長投資枠240万円)となるため、現行制度の3倍の年間投資が可能になりました。
- ③ 非課税保有期間については、現行制度では、最長でも20年でしたが、今回の改正により無期限化されたため、非課税で長期間の投資(運用)ができるようになりました。
- ④ 非課税保有限度額については、現行制度では、最高800万円でしたが、今回の改正により1,800万円(内成長投資枠1,200万円)となったため、非課税枠を利用した多額の投資(運用)が可能になりました。

今回の改正により、非課税枠を利用して長期間多額の投資ができるようになったことやつみたて投資枠と成長投資枠が併用できるようになったため、かなり利便性などが向上していますので、改めてNISAの活用をお考えになるのも有効ではないかと思えます。また、現行制度でNISAを活用されている方は、現在運用中の金融商品については、経過措置が設けられていますので、ご確認いただければと思います。(例えば、ジュニアNISAを活用されている場合、現行制度では、18歳未満での保有資産の払い出しが行えませんでした。が、新制度が始まることにより、18歳未満での保有資産の払い出しが可能になります。)

五味 淳一



—お知らせ—

6月9日(金)は会計部門休業日とさせていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解の程お願い申し上げます。